

平成 26 年度

第 2 回 第 2 期 県立高校将来構想検討協議会

期 日 平成 26 年 9 月 2 日 (火)
午後 3 時～午後 5 時

会 場 県庁 4 階 共用第 3 会議室

山 口 県 教 育 委 員 会

日 程

1 開会行事

○会長挨拶

2 協議

○今後の県立高校の在り方について

- (1) めざすべき県立高校像
- (2) 教育活動の充実
- (3) 教育環境の充実

3 諸連絡

4 閉会行事

1 開会行事

- 会長挨拶

2 協議

- 今後の県立高校の在り方について

- (1) めざすべき県立高校像

- (2) 教育活動の充実

(3) 教育環境の充実

4 諸連絡

5 閉会行事

第2期県立高校将来構想検討協議会設置要綱

(設置)

第1条 本県高校教育の将来構想の策定に当たり検討協議を行うため、「第2期県立高校将来構想検討協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、将来構想の検討に当たり、概ね次の事項について協議する。

- (1) 現行県立高校将来構想の検証に関すること
- (2) 今後の県立高校の在り方に関すること
- (3) 特色ある学校づくりの推進に関すること
- (4) 学校・学科の再編整備の推進に関すること
- (5) その他、高校教育等に関する重要事項

(委員の構成及び任期)

第3条 協議会の委員は16名程度とし、教育長が委嘱する。

2 委員の任期は、協議会の設置期間とし、委員に欠員を生じた場合は、教育長が後任者を委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は会長が招集し、議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第6条 協議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会長は当該部会に属する委員の中から会長が指名する。

(意見聴取)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に意見を聞くための会を開くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育庁高校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月25日から施行する。

第2期県立高校将来構想検討協議会委員

	氏名	役職名等
会長	古賀 和利	国立大学法人山口大学理事・副学長
副会長	小野 英輔	サマンサジャパン株式会社代表取締役会長&CEO
委員	岩城 精二	山口県都市教育長会会長 山口市教育委員会教育長
委員	小川 二伸	山口県中学校長会会長 下関市立日新中学校長
委員	奥野 忠	山口県立山口農業高等学校校長
委員	尾崎 龍彦	山口県町教育長会会長 田布施町教育委員会教育長
委員	倉田 伸治	山口県公立高等学校長会副会長 山口県立柳井高等学校校長
委員	品川 豊勝	山口県立萩商工高等学校校長
委員	田中マキ子	公立大学法人山口県立大学大学院健康福祉学研究科科長
委員	常森 慶子	海水化学工業株式会社マネージメントセクション経営企画室室長
委員	寺本 隆宏	山口県公立高等学校PTA連合会会長 山口県立岩国高等学校PTA会長
委員	中磯 和子	山口県PTA連合会前副会長 山口県立高森高等学校PTA会長
委員	林 俊作	山口県PTA連合会会長 下関市日新中学校PTA会長
委員	伴 浩一	山口県公立高等学校長会会長 山口県立山口高等学校校長
委員	山本 晃久	山口県小学校長会会長 山口市立大殿小学校長
委員	山本 伸雄	山口県農業協同組合中央会会長

事務局

氏名	役職名等
原田 尚	山口県教育庁教育次長
小西 哲也	〃 教育次長
廣川 晋	〃 審議監
嘉村 靖	〃 教育政策課長
首藤 裕司	〃 教職員課長
清時 崇文	〃 義務教育課長
栗林 正和	〃 高校教育課長
藤村 恭久	〃 社会教育・文化財課長
高原 透	〃 人権教育課長
御神本 実	〃 学校安全・体育課長